

臨床疫学研究における報告の質向上のための統計学の研究会規約

(名称)

第1条 本会は、臨床疫学研究における報告の質向上のための統計学の研究会 (REporting QQuality Initiative of Researchers in clinical Epidemiology: REQUIRE) と称する。

(目的)

第2条 本会は、臨床疫学研究における研究報告の質を向上させるよう、構成員に統計学及び研究法の学習機会を提供し、もって研究の質向上に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 研究者向けの研究報告の質向上のための研究会の開催
- 2) 初学者向けの研究報告の質向上のための教育活動

(構成員)

第4条 会員は、次のすべてに該当する者で、入会を希望する者とする。

- 1) 研究・臨床・教育に係る機関の構成員あるいは学術研究の研究歴を有する者
- 2) 修士課程在学以上の学歴を有する者あるいは同等以上の研究歴を有する者
- 3) 上記以外で、第6条に定める役員会が入会を認めた者

(会費)

第5条 本会は、当面、入会金及び会費の徴収を行わない。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 2名
- 3) 世話人 2名
- 4) 会計 1名

(総会)

第7条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、役員をもって構成し、年1回、開催する。
3. 定期総会に付議する事項は、事業計画、予算、事業報告、決議報告、役員を選任、規約の承認及び改正、とする。
4. 臨時総会は、役員会の決議により必要と認めるとき、または会員の3分の1以上から要請のあったときに、会長は招集しなければならない。
5. 総会により決定した事項については、決定した事項を記載した書面を作成するとともに、その内容について会員に周知するものとする。

(会計)

第8条 本会の運営に必要な経費は、参加費及び寄付金をもってこれにあてる。

2. 本会は参加費によって運営するが、団体及び法人などの援助を受けることができる。本会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。
 - 一 人件費
 - 二 会場費
 - 三 旅費
 - 四 雑費
3. この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日に終わるものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 一 会計及び決算書類 | 5年 |
| 二 会計帳簿及び会計伝票 | 5年 |
| 三 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類を言う。） | 5年 |
| 四 その他 | 5年 |

(備考) 全項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。

(余剰金の分配の権限)

第10条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第11条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(雑則)

第12条 この規約で定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、その都度協議するものとする。

付則

この規約は、平成26年4月1日から発効する。